

## 1 表題資料の概要について

本事業について、「現在の制度」→「見直し案（パブリックコメント）」（※1）→「パブリックコメント後の見直し案」（※2）と、見直しを行った内容の経過を示しています。

（※1）各障害者団体、専門家、現行事業の利用者の皆様から意見をお聞きしながら検討を進め作成した見直し案

（※2）意見提出手続（パブリックコメント）に寄せられた意見や、市議会民生常任委員会からの提言を踏まえ作成した見直し案

## 2 対象者について

身体障害者手帳につきまして、「現在の制度」の個別等級（視覚・下肢・体幹・移動障害の1級及び2級、内部障害の1級）から、「見直し案（パブリックコメント）」の総合等級1級・2級へ見直すことにより対象者数は、4,708人（現行制度）から8,467人に増加することを見込んでいました。

「パブリックコメント後の見直し案」につきましては、本事業が水道料金・下水道使用料の減免制度見直しに対する代替施策としての要素が含まれているため、特別児童扶養手当（経過措置）（※3）を追加し、8,504人に増加すると見込んでいます。

（※3）水道料金・下水道使用料の減免制度の対象世帯のうち、福祉タクシーの対象者に該当せず、見直し時に他の要件で引き続き減免を受けられない世帯

## 3 チケット及び助成額について

「現在の制度」では、チケットは1枚600円の共通券となっており、タクシー乗車券及び自動車燃料給付券どちらでも利用可能で、24枚×600円=14,400円の助成額となっております。

「見直し案（パブリックコメント）」では、共通券を廃止し、1枚500円のタクシー乗車券又は自動車燃料給付券のいずれかの選択制としました。

助成額は、タクシー乗車券を選択した場合は45枚×500円=22,500円、自動車燃料給付券を選択した場合は15枚×500円=7,500円となります。

「パブリックコメント後の見直し案」につきましては、意見提出手続（パブリックコメント）に寄せられた意見や、市議会民生常任委員会からの提言を踏まえ、チケットの選択制を改め、2通りの金額を設定した共通券としました（1枚当たりの金額はタクシー利用の場合は500円、自動車給油の場合は350円。利用の組合せは自由）。

助成額の最大金額は、チケット全てをタクシー乗車券として利用した場合、45枚×500円=22,500円、最小金額は、チケット全てを自動車燃料給付券として利用した場合で、45枚×350円=15,750円となります。

助成額につきましては、タクシー利用、燃料給油の組合せにより変動します。